

中小企業信用保険法第2条第5項第5号（ロー②）に基づく認定について

この認定は、国が定める要件に基づき、大阪市長が行うもので、セーフティネット保証制度の利用資格となっています。

様式ロー②で認定申請できるのは、次に該当する方です。

・指定業種と非指定業種を兼業している場合

- ❖ 確認手順① ご自身の営む事業が属する業種を、日本標準産業分類(平成25年10月改訂)の細分類で確認
⇒(参考)総務省統計局ホームページ <http://www.e-stat.go.jp/SG1/htoukeib/TopDisp.do?bKind=10>
- ❖ 確認手順② その細分類が、経済産業大臣の指定する業種となっているか確認(指定業種リスト参照)
⇒(参考)中小企業庁ホームページ http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.html

〔認定要件〕

次の①～③のすべてを満たすこと

- ①大阪市内に事業所（注1）を有すること。
- ②経済産業大臣の指定する業種を営んでいること。（❖確認手順②参照）
- ③原油等の仕入額の上昇等に係る要件

- ア 指定業種に係る原油等の最近1か月（注2）の平均仕入単価が前年同月比で20%以上上昇していること。（原油等の仕入単価の上昇率）
- イ 最近1か月における指定事業の売上原価が企業全体の売上原価の20%を占めており、かつ企業全体と指定事業それぞれの最近1か月の売上原価のうち、原油等の仕入額が20%以上あること。（原油等への依存率）
- ウ 指定業種の最近3か月（注3）の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、指定業種の前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること。（指定業種に係る製品等（注4）の価格転嫁の状況）
- エ 企業全体の最近3か月の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合が、企業全体の前年同期の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合を上回っていること（企業全体に係る製品等（注4）の価格転嫁の状況）

（注1）法人の場合：本店所在地など登記上の住所地又は事業実態のある事業所が大阪市内にあること。

（注2）最近1か月間：原則、申請月の属する月の前月のことをいいます。

例）8月に申請する場合は、7月（ただし、未集計の場合のみ6月でも可）

（注3）最近3か月間：申請日の属する月の直前の3か月間を対象期間とします。

例）8月に申請する場合は、5・6・7月

（ただし、未集計の場合のみ、4・5・6月でも可）

（注4）製品とは、揮発油、灯油、軽油、その他の炭化水素油及び石油ガス（液化したものを含む）をさします。

〔認定申請時の提出書類〕

提出書類	説明
認定申請書、認定申請書（控）、計算書（ロー③）	本市所定様式
大阪市内に事業所を有することが確認できる書類	次の書類のいずれかで、申請書記載の「大阪市内の事業所所在地」「企業名」「代表者名」が確認できるもの。 ○法人の場合：履歴事項全部証明書（写）（3ヶ月以内のもの） ○個人の場合：確定申告書【第一表】（直近のもので、税務署受付が確認できるもの）
許認可等（写）	許認可等を必要とする業種を営んでいる場合、必ず提出してください。
営んでいる事業が全て指定業種に属することを確認できる書類（パンフレット等）	取り扱っている製品・商品・サービスなど事業内容を確認できる書類（履歴事項全部証明書や許認可証とは別途でご用意ください。）
計算書（ロー③）に記載した、指定業種及び企業全体の ・最近1か月及びその前年同月の原油等の仕入価格及び仕入数量を確認できる書類（仕入帳、領収書、納品書、請求書等の写し） ・各月の原油等の仕入価格を確認できる書類（仕入帳、領収書、納品書、請求書等の写し） ・最新の売上原価及び最新の売上原価に対応する原油の仕入価格を確認できる書類（決算書、試算表等の写し） ・各月の売上高を確認できる書類（試算表、売上台帳等の写し）	

【次ページも確認してください】

〔 そ の 他 〕

- ・ 認定の取得は、一切の融資・保証を約束するものではありません。
- ・ 不備がなければ認定書は即日交付します。郵便等による後日交付はできません。
- ・ 本認定に関しては指定期間が定められていますので、指定期間中に認定書を取得してください。
- ・ 認定を受けた日から30日以内に、信用保証協会に対して、保証の申込みを行う必要があります。
- ・ 認定後に認定内容と異なる事実が判明した場合には、認定書が無効になる場合があります。

〔 お問い合わせ先 ・ 受付窓口 〕

大阪市経済戦略局 産業振興部 企業支援課 （電話：０６－６２６４－９８４４）

〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館2階